

相談支援事業所 彩風の杜

1. 【 基 本 方 針 】

(1) 指定計画相談

計画相談は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援致します。

計画相談支援におけるサービス等利用計画は、障害者のニーズや置かれている状況を勘案して、利用者に必要な福祉、医療、就労、教育を総合的な視点で計画を作成し、さまざまな福祉サービスや社会資源を活用することで、利用者の生活を支えられるようにします。

継続サービス利用支援では定期的にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行い、利用者の状況（環境）に応じたサービス等利用計画で適切な継続支援を行います。

(2) 地域移行支援

指定地域移行支援事業は、施設に入所中利用者や病院に長期入院中の利用者で、居宅の福祉サービスの利用によっては、在宅生活が可能と思われる利用者の支援を行い、地域移行支援が実現できるようにします。また、必要な支援を福祉、医療、保健、就労支援の関係機関と連携を取りながら、本人の意向に沿った生活ができるように支援を行います。

(3) 地域定着支援

施設に入所していた利用者及び長期入院していた入院者が地域社会へ移行後、地域社会での自立した生活が定着できるように支援を行います。その為、利用者とは常時連絡が取れる体制を確保します。また、利用者の障害を理解し、障害の特性に起因して生じた緊急事態、その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、必要な支援を福祉、医療、保健、就労支援の関係機関と連携を取りながら、本人の意向に沿った生活ができるように支援を行います。

2. 【 事 業 内 容 】

事業所で行う指定一般相談支援事業の内容及び提供方法

(1) 基本相談支援

(2) 地域移行支援

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ③ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- ④ 1人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

(3) 地域定着支援

- ① 地域定着支援台帳の作成
- ② 利用者に対し、常時連絡ができる体制の確保
- ③ 緊急時における一時的な滞在等による支援

3. 【 事業理念 】

利用者に満足のいく相談支援を行うためには、相談支援専門員は、「笑顔」「尊敬の心」「感謝の心」を忘れずに、利用者とのふれあいを大切に、相談支援専門員の専門性、技術は無論の事、人格が最も重要だと考えています。その為、相談支援専門員の質の向上に努め、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為の必要な体制の整備に努め利用者に安心して利用できる相談支援ができるように展開をします。

4. 【 諸会議 】

円滑な事業運営を図るため、諸会議を行う。

- ① 職務会議
- ② 責任者会議
- ③ 法人内連携機関との個別支援会議
- ④ 地域・行政機関とのサービス担当者会議
- ⑤ 部署内での情報共有会議

5. 【 専門的な人材の確保及び養成 】

- ① 医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。

6. 【 研修 】

相談支援従事者のスキルアップを図るため、諸研修会に参加し自己研鑽に努める。

- ① 県、市町村主催の各研修
- ② 中部圏域関係機関ネットワーク会議
- ③ 中部圏域相談支援従事者研修
- ④ 宜野湾市相談支援専門員連絡会